

議案第 1 1 0 号

勝山市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

勝山市地区計画等の案の作成手続に関する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画である地区計画を定めるにあたり、都市計画法第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法および意見の提出方法を条例で定める必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市地区計画等の案の作成手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法を定めることを目的とする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第2条 市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第3条 法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。